

## 第169期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 計算書類                      ・ 計算書類の注記・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ② 連結計算書類                ・ 連結計算書類の注記・・・・・・・・ 13 ページ

2018年 4 月 1 日から  
2019年 3 月31日まで

上記の事項につきましては、法令および当行定款第14条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shimagin.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社島根銀行

① 計算書類  
・計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針**

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. (1)のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～50年  
その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,135百万円であります。

### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

### (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

### (5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (6) 業績連動賞与引当金

業績連動賞与引当金は、役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## (追加情報)

### (株式給付信託)

当行は、当事業年度より、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、本制度といいます。）を導入しました。

本制度は取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることならびに、社外取締役にあっては監督を通じ、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

### ①取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程及び監査役株式給付規程に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。な

お、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

②信託に残存する自行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は54百万円、株式数は44,500株です。

(役員退職慰労金の打ち切り支給)

当行は、2018年5月10日開催の監査役会及び2018年5月11日開催の取締役会において、2018年6月26日開催の定時株主総会終結時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給について承認可決されました。

これにより「役員退職慰労引当金」を取崩し、打ち切り支給に伴う未払額76百万円については、各役員の退任時に支給することから、「その他の負債」に含めて計上しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 517百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は980百万円、延滞債権額は5,592百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は83百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,032百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,688百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,106百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金30,240百万円の担保として、預け金9百万円及び有価証券39,507百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、敷金17百万円及び保証金12百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,148百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,371百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 915百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,210百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 454百万円（当事業年度圧縮記帳額 一百万円）

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は360百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 28百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額 2,392百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 292百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。  
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、38百万円であります。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 23百万円

役員取引等に係る収益総額 0百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 一百万円

その他の取引に係る収益総額 5百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役員取引等に係る費用総額 一百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 一百万円

その他の取引に係る費用総額 50百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|      | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘 要 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式 |                |                |                |               |     |
| 普通株式 | 18             | 44             | 18             | 45            | (注) |
| 合計   | 18             | 44             | 18             | 45            |     |

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加238株及び株式給付信託（信託E口）が取得した当行株式の44,500株の合計であります。

2. 普通株式の自己株式の減少18,500株は、株式給付信託（信託E口）に対し、第三者割当により一括して処分したものであります。

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

|                    | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|--------------------|-----|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債  | 1,499             | 1,512       | 13          |
|                    | 社債  | 1,001             | 1,038       | 37          |
|                    | その他 | —                 | —           | —           |
|                    | 小計  | 2,500             | 2,551       | 50          |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債  | —                 | —           | —           |
|                    | 社債  | —                 | —           | —           |
|                    | その他 | —                 | —           | —           |
|                    | 小計  | —                 | —           | —           |
| 合 計                |     | 2,500             | 2,551       | 50          |

## 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年3月31日現在）

|            | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | —                 | —           | —           |
| 関連法人等株式    | —                 | —           | —           |
| 合計         | —                 | —           | —           |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

|            | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 516               |
| 関連法人等株式    | 1                 |
| 合計         | 517               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

#### 4. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 908               | 763           | 144         |
|                      | 債券  | 55,360            | 53,229        | 2,130       |
|                      | 国債  | 41,635            | 39,831        | 1,804       |
|                      | 地方債 | 2,528             | 2,426         | 101         |
|                      | 社債  | 11,196            | 10,971        | 224         |
|                      | その他 | 11,797            | 11,202        | 594         |
|                      | 小計  | 68,065            | 65,195        | 2,870       |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | 685               | 782           | △96         |
|                      | 債券  | 18                | 19            | △0          |
|                      | 国債  | —                 | —             | —           |
|                      | 地方債 | —                 | —             | —           |
|                      | 社債  | 18                | 19            | △0          |
|                      | その他 | 14,492            | 16,243        | △1,750      |
|                      | 小計  | 15,197            | 17,044        | △1,847      |
| 合計                   |     | 83,263            | 82,240        | 1,022       |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

|     | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-----|-------------------|
| 株式  | 247               |
| その他 | 102               |
| 合計  | 349               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

|     | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式  | 1,243        | 777              | 76               |
| 債券  | —            | —                | —                |
| 国債  | —            | —                | —                |
| 地方債 | —            | —                | —                |
| 社債  | —            | —                | —                |
| その他 | 1,208        | 298              | —                |
| 合計  | 2,451        | 1,075            | 76               |

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下に該当した場合であります。

- (1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

- (2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2019年3月31日現在)  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的債券の金銭の信託 (2019年3月31日現在)  
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (2019年3月31日現在)

|               | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | うち貸借対照表計<br>上額が取得原価を<br>超えるもの<br>(百万円) | うち貸借対照表計<br>上額が取得原価を<br>超えないもの<br>(百万円) |
|---------------|-------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の<br>信託 | 201               | 201           | 0           | 0                                      | —                                       |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 貸出金償却損金不算入額        | 609百万円 |
| 減損損失               | 333    |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額     | 212    |
| 減価償却費損金算入限度超過額     | 130    |
| 繰延消費税              | 72     |
| 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 | 23     |
| その他                | 99     |
| 繰延税金資産小計           | 1,480  |
| 評価性引当額             | △1,233 |
| 繰延税金資産合計           | 247    |
| 繰延税金負債             |        |
| その他有価証券評価差額金       | 311    |
| その他                | 36     |
| 繰延税金負債合計           | 347    |
| 繰延税金負債の純額          | 100百万円 |

(1株当たり情報)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額    | 3,008円44銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 58円28銭    |

## ② 連結計算書類

### ・連結計算書類の注記

#### 連結計算書類の作成方針

##### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1 社  
会社名  
松江リース株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ございません。

##### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ございません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1 社  
会社名  
しまぎんユーシーカード株式会社
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ございません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ございません。

##### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 1 社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び上場受益証券等については連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)①のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～50年

その他 2年～20年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,135百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 業績連動賞与引当金の計上基準

業績連動賞与引当金は、役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによ

ております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当連結会計年度は当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(株式給付信託)

当行は、当連結会計年度より、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、本制度といいます。）を導入しました。

本制度は取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることならびに、社外取締役にあつては監督を通じ、監査役にあつては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

①取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程及び監査役株式給付規程に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

②信託に残存する自行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は54百万円、株式数は44,500株です。

(役員退職慰労金の打ち切り支給)

当行は、2018年5月10日開催の監査役会及び2018年5月11日開催の取締役会において、2018年6月26日開催の定時株主総会終結時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給について承認可決されました。

これにより「役員退職慰労引当金」を取崩し、打ち切り支給に伴う未払額76百万円については、各役員の退任時に支給することから、「その他負債」に含めて計上しております。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 68百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は980百万円、延滞債権額は5,592百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は83百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,032百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,688百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,106百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
リース債権及びリース投資資産 2,435百万円  
その他資産 232百万円  
担保資産に対応する債務  
借入金 2,222百万円  
上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金30,240百万円の担保として、預け金9百万円及び有価証券39,507百万円を差し入れております。  
また、その他資産には、敷金17百万円及び保証金12百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,948百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,171百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 915百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,031百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 454百万円（当連結会計年度圧縮記帳額 -百万円）

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は360百万円であります。

13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 28百万円

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、株式等売却損76百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計<br>年度末株式数 | 摘 要 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |     |
| 普通株式  | 5,576            | —                | —                | 5,576           |     |
| 合計    | 5,576            | —                | —                | 5,576           |     |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                 |     |
| 普通株式  | 18               | 44               | 18               | 45              | (注) |
| 合計    | 18               | 44               | 18               | 45              |     |

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加238株及び株式給付信託（信託E口）が取得した当行株式の44,500株の合計であります。

2. 普通株式の自己株式の減少18,500株は、株式給付信託（信託E口）に対し、第三者割当により一括して処分したものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議)                     | 株式の<br>種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>の金額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-----------|--------|--------------|----------------|----------------|
| 2018年<br>6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 138百万円 | 25円          | 2018年<br>3月31日 | 2018年<br>6月27日 |
| 2018年<br>11月12日<br>取締役会  | 普通株式      | 55百万円  | 10円          | 2018年<br>9月30日 | 2018年<br>12月4日 |
| 合 計                      |           | 194百万円 |              |                |                |

(2) 2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 55百万円

②1株当たり配当額 10円

③基準日 2019年3月31日

④効力発生日 2019年6月27日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、投資信託の販売といった金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うための資金は、預金を中心ではありますが、一部借入金や社債による調達も行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に、債券、株式、受益証券等であり、純投資目的のほか、株式の一部は政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、内部格付、取引方針及び与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場営業グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### ②市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び細則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会等において決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで取締役会等に報告しております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会等の方針に基づき、取締役会の監督の下、職務権限規程に従い行われております。このうち、市場営業グループでは、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。市場営業グループで保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、運用状況、市場環境等をモニタリングしております。これらの情報はリスク管理室を通じ、取締役会等において定期的に報告されております。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止す

る体制としております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、本部職務権限基準を定めた内部規程に基づき取組んでおります。市場営業グループがその取引執行と管理を行い、取引の状況は日々バック部門担当が市場営業グループ担当役員及びリスク管理室へ、月1回取締役会に報告し、目的外使用、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止する体制としています。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、保有する金融資産・負債について、内部管理上、VaRを算定し、定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間40日、信頼区分99.0%、観測期間1,200日）を採用しており、コア預金の内部モデルは採用しておりません。

2019年3月31日（当期の連結決算日）現在で、当行保有の金融資産・負債の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,542百万円（相関考慮後）であります。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどに市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場状況を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額  |
|------------------|----------------|---------|-----|
| (1) 現金預け金        | 22,144         | 22,144  | —   |
| (2) 金銭の信託        | 201            | 201     | —   |
| (3) 有価証券         |                |         |     |
| 満期保有目的の債券        | 2,500          | 2,551   | 50  |
| その他有価証券          | 83,263         | 83,263  | —   |
| (4) 貸出金          | 288,002        |         |     |
| 貸倒引当金（※1）        | △1,799         |         |     |
|                  | 286,202        | 286,409 | 207 |
| 資産計              | 394,313        | 394,571 | 257 |
| (1) 預金           | 358,367        | 358,688 | 320 |
| (2) 借入金          | 32,515         | 32,519  | 4   |
| 負債計              | 390,883        | 391,207 | 324 |
| デリバティブ取引         |                |         |     |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | —              | —       | —   |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | —              | —       | —   |
| デリバティブ取引計        | —              | —       | —   |

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) 金銭の信託

信託財産構成物のうち、投資信託は純資産価値又は取得価格を時価とし、それ以外のものについては満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は「日本証券業協会」が公表する価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分               | 連結貸借対照表計上額 |
|------------------|------------|
| ① 非上場株式(※1) (※2) | 249        |
| ② 関連会社株式         | 68         |
| ③ 組合出資金(※3)      | 102        |
| 合計               | 420        |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 非上場株式について減損処理はありません。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                   | 1年以内   | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| 預け金               | 17,619 | —           | —           | —           | —            | —      |
| 有価証券              |        |             |             |             |              |        |
| 満期保有目的の債券         | 1,731  | 617         | 156         | —           | —            | —      |
| その他有価証券のうち満期のあるもの | 5,478  | 12,237      | 35,986      | 7,560       | 3,724        | 2,741  |
| 貸出金(※)            | 54,091 | 52,883      | 36,915      | 27,431      | 28,002       | 81,854 |
| 合計                | 78,921 | 65,738      | 73,058      | 34,992      | 31,726       | 84,595 |

(※) 貸出金のうち、延滞が生じている債権2,062百万円、期間の定めのないもの4,760百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金(※) | 284,303 | 65,086      | 8,960       | 7           | 6            | 3    |
| 借入金   | 7,553   | 7,922       | 17,039      | —           | —            | —    |
| 合計    | 291,856 | 73,008      | 25,999      | 7           | 6            | 3    |

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

|                      | 種類  | 連結貸借対照表<br>計上額 (百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----|----------------------|-------------|-------------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債  | 1,499                | 1,512       | 13          |
|                      | 社債  | 1,001                | 1,038       | 37          |
|                      | その他 | —                    | —           | —           |
|                      | 小計  | 2,500                | 2,551       | 50          |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債  | —                    | —           | —           |
|                      | 社債  | —                    | —           | —           |
|                      | その他 | —                    | —           | —           |
|                      | 小計  | —                    | —           | —           |
| 合 計                  |     | 2,500                | 2,551       | 50          |

3. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

|                        | 種類  | 連結貸借対照表<br>計上額 (百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------------------|-----|----------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 908                  | 763           | 144         |
|                        | 債券  | 55,360               | 53,229        | 2,130       |
|                        | 国債  | 41,635               | 39,831        | 1,804       |
|                        | 地方債 | 2,528                | 2,426         | 101         |
|                        | 社債  | 11,196               | 10,971        | 224         |
|                        | その他 | 11,797               | 11,202        | 594         |
|                        | 小計  | 68,065               | 65,195        | 2,870       |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | 685                  | 782           | △96         |
|                        | 債券  | 18                   | 19            | △0          |
|                        | 国債  | —                    | —             | —           |
|                        | 地方債 | —                    | —             | —           |
|                        | 社債  | 18                   | 19            | △0          |
|                        | その他 | 14,492               | 16,243        | △1,750      |
|                        | 小計  | 15,197               | 17,044        | △1,847      |
| 合 計                    |     | 83,263               | 82,240        | 1,022       |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

|     | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式  | 1,243        | 777              | 76               |
| 債券  | —            | —                | —                |
| 国債  | —            | —                | —                |
| 地方債 | —            | —                | —                |
| 社債  | —            | —                | —                |
| その他 | 1,208        | 298              | —                |
| 合計  | 2,451        | 1,075            | 76               |

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合であります。

- (1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

- (2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）  
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）  
該当事項はありません。

### 3. その他の金銭の信託（2019年3月31日現在）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | うち連結貸借対照<br>表計上額が取得原<br>価を超えるもの<br>(百万円) | うち連結貸借対照<br>表計上額が取得原<br>価を超えないもの<br>(百万円) |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の<br>信託 | 201                     | 201           | 0           | 0  | —   |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 3,185円21銭

1株当たりの親会社株主に帰属する  
当期純利益金額 65円87銭